

改正案	現 行	改正理由												
<p>2 から 3 まで 略</p> <p>4 防護措置実施に係る判断、指示の基本的な考え方</p> <p>(1) 屋内退避、避難</p> <p>略</p> <p><指針に基づく避難の判断基準></p> <table border="1" data-bbox="231 422 1288 611"> <tr> <td></td> <td>数時間内を目途に<u>地域</u>を特定し、避難等を実施</td> <td>1 日内を目途に<u>地域</u>を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> <tr> <td>避難の判断基準 (OIL) (モニタリング実測値で判断)</td> <td>毎時 500 μ Sv (マイクロシーベルト)</td> <td>毎時 20 μ Sv (マイクロシーベルト)</td> </tr> </table> <p>※ OIL による判断は、プルーム通過後の地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率による。 一時移転は、基準を超過する値を計測した後、翌日も同様に超過している場合に実施する。</p> <p>略</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>第 2 章 屋内退避</p> <p>1 屋内退避実施に係る基本的な考え方</p> <p>本章では、UPZ 及び対策強化地域について、指針の指標 (OIL) に基づく屋内退避の実施方法等について定める。</p> <p>屋内退避は、住民が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や<u>放射線を遮へいすることにより、主にプルームからの被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、UPZ において、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、PAZ や UPZ の一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。</u>特に、病院や介護施設<u>においては健康状態等により避難より屋内退避を優先することが必要な場合</u>があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 <u>屋内退避実施後の運用</u></p> <p><u>屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断することが必要となる。</u></p> <p><u>屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後 3 日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県及び市町村と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供</u></p>		数時間内を目途に <u>地域</u> を特定し、避難等を実施	1 日内を目途に <u>地域</u> を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施	避難の判断基準 (OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時 500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時 20 μ Sv (マイクロシーベルト)	<p>2 から 3 まで 略</p> <p>4 防護措置実施に係る判断、指示の基本的な考え方</p> <p>(1) 屋内退避、避難</p> <p>略</p> <p><指針に基づく避難の判断基準></p> <table border="1" data-bbox="1516 422 2573 600"> <tr> <td></td> <td>数時間内を目途に<u>区域</u>を特定し、避難等を実施</td> <td>1 日内を目途に<u>区域</u>を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> <tr> <td>避難の判断基準 (OIL) (モニタリング実測値で判断)</td> <td>毎時 500 μ Sv (マイクロシーベルト)</td> <td>毎時 20 μ Sv (マイクロシーベルト)</td> </tr> </table> <p>※ OIL による判断は、プルーム通過後の地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率による。 一時移転は、基準を超過する値を計測した後、翌日も同様に超過している場合に実施する。</p> <p>略</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>第 2 章 屋内退避</p> <p>1 屋内退避実施に係る基本的な考え方</p> <p>本章では、UPZ 及び対策強化地域について、指針の指標 (OIL) に基づく屋内退避の実施方法等について定める。</p> <p>屋内退避は、住民が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や<u>中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。</u>特に、病院や介護施設<u>において避難より屋内退避を優先することが必要な場合</u>があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p> <p>2 及び 3 略</p>		数時間内を目途に <u>区域</u> を特定し、避難等を実施	1 日内を目途に <u>区域</u> を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施	避難の判断基準 (OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時 500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時 20 μ Sv (マイクロシーベルト)	<p>・原子力災害対策指針の改正</p> <p>・原子力災害対策指針の改正</p> <p>・原子力災害対策指針の改正</p>
	数時間内を目途に <u>地域</u> を特定し、避難等を実施	1 日内を目途に <u>地域</u> を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施												
避難の判断基準 (OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時 500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時 20 μ Sv (マイクロシーベルト)												
	数時間内を目途に <u>区域</u> を特定し、避難等を実施	1 日内を目途に <u>区域</u> を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施												
避難の判断基準 (OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時 500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時 20 μ Sv (マイクロシーベルト)												

改正案	現 行	改正理由
<p><u>給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>屋内退避を実施している住民に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する必要がある。</u></p> <p><u>なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。県は、遅滞なく市町村へ共有し、住民への注意喚起が行われるよう伝達する。</u></p> <p>5 屋内退避の解除</p> <p><u>屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除が行われる。</u></p> <p><u>なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、OIL1 又は OIL2 を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。</u></p> <p>6 複合災害時の対応 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>1 略</p> <p>2 緊急時実施事項</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>安定ヨウ素剤の服用に当たっては、被災市町村が選定した公共施設等において、指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(令和6年12月。原子力規制庁)並びに「県原子力災害医療マニュアル」(平成31年3月)を踏まえ、医療従事者の立会いのもとで住民に配布を行い、服用を指示する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第5章 避難所の開設・運営等</p> <p>原子力災害時における避難所の開設・運営については、「岐阜県避難所運営ガイドライン」(令和7年3月)によるほか、以下の事項に留意する。</p>	<p>4 複合災害時の対応 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>1 略</p> <p>2 緊急時実施事項</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>安定ヨウ素剤の服用に当たっては、被災市町村が選定した公共施設等において、指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(令和3年7月。原子力規制庁)並びに「県原子力災害医療マニュアル」(平成31年3月)を踏まえ、医療従事者の立会いのもとで住民に配布を行い、服用を指示する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第5章 避難所の開設・運営等</p> <p>原子力災害時における避難所の開設・運営については、「岐阜県避難所運営ガイドライン」(令和6年3月)によるほか、以下の事項に留意する。</p>	<p><u>・原子力災害対策指針の改正</u></p> <p><u>・通知文書の改正</u></p> <p><u>・ガイドラインの改正</u></p>

改正案	現行	改正理由																
<p>1 略</p> <p>2 避難長期化への対応</p> <p>国、県及び被災市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、可能な限り早い段階から応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家、並びに旅館、ホテル等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等、<u>避難先</u>の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努めるものとする。</p> <p>【資料編】</p> <p><避難先市町村></p> <p>略</p> <p>【参考：想定避難者数】（令和7年3月31日時点の住民基本台帳に基づく）</p> <p>揖斐川町（旧藤橋村・旧坂内村の一部）<u>297人</u>、関ヶ原町の一部 <u>939人</u>、大垣市（旧大垣市の一部）<u>87,954人</u> 合計：89,190人</p> <p><基本となる避難ルート></p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="172 919 1317 1010"> <tr> <td>揖斐川町</td> <td>国道303号→<u>国道417号</u>→<u>県道261号</u>→<u>県道53号</u>→<u>大野神戸IC</u>→<u>美濃IC</u>→<u>県道94号</u>→<u>国道156号</u>→<u>美濃市</u></td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="172 1100 1317 1283"> <tr> <td>大垣市</td> <td>略 ⇒<u>美濃加茂IC</u>→<u>国道41号</u>→<u>国道418号</u>→<u>八百津町</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </table> <p>※実際のルートは、避難時の交通状況等を勘案し決定</p>	揖斐川町	国道303号→ <u>国道417号</u> → <u>県道261号</u> → <u>県道53号</u> → <u>大野神戸IC</u> → <u>美濃IC</u> → <u>県道94号</u> → <u>国道156号</u> → <u>美濃市</u>	大垣市	略 ⇒ <u>美濃加茂IC</u> → <u>国道41号</u> → <u>国道418号</u> → <u>八百津町</u>		略		略	<p>1 略</p> <p>2 避難長期化への対応</p> <p>国、県及び被災市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、可能な限り早い段階から応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家、並びに旅館、ホテル等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等、<u>二次避難先</u>の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努めるものとする。</p> <p>【資料編】</p> <p><避難先市町村></p> <p>略</p> <p>【参考：想定避難者数】（令和5年3月31日時点の住民基本台帳に基づく）</p> <p>揖斐川町（旧藤橋村・旧坂内村の一部）<u>342人</u>、関ヶ原町の一部 <u>997人</u>、大垣市（旧大垣市の一部）<u>89,082人</u> 合計：90,421人</p> <p><基本となる避難ルート></p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1442 919 2588 1052"> <tr> <td>揖斐川町</td> <td>国道303号→<u>県道266号</u>→<u>県道265号</u>→<u>県道78号</u>→<u>県道167号</u>→<u>県道79号</u>→<u>国道256号</u>→<u>東海環状自動車道山県IC</u>→<u>東海北陸自動車道美濃IC</u>→<u>県道94号</u>→<u>国道156号</u>→<u>美濃市</u>【<u>本巣市・山縣市経由</u>】</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1442 1100 2588 1283"> <tr> <td>大垣市</td> <td>略 ⇒<u>美濃加茂IC</u>→<u>国道41号</u>→<u>県道418号</u>→<u>八百津町</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </table> <p>※実際のルートは、避難時の交通状況等を勘案し決定</p>	揖斐川町	国道303号→ <u>県道266号</u> → <u>県道265号</u> → <u>県道78号</u> → <u>県道167号</u> → <u>県道79号</u> → <u>国道256号</u> → <u>東海環状自動車道山県IC</u> → <u>東海北陸自動車道美濃IC</u> → <u>県道94号</u> → <u>国道156号</u> → <u>美濃市</u> 【 <u>本巣市・山縣市経由</u> 】	大垣市	略 ⇒ <u>美濃加茂IC</u> → <u>国道41号</u> → <u>県道418号</u> → <u>八百津町</u>		略		略	<p>・<u>防災基本計画との整合</u></p> <p>・<u>時点更新</u></p> <p>・<u>東海環状自動車道の延伸</u></p> <p>・<u>文言の訂正</u></p>
揖斐川町	国道303号→ <u>国道417号</u> → <u>県道261号</u> → <u>県道53号</u> → <u>大野神戸IC</u> → <u>美濃IC</u> → <u>県道94号</u> → <u>国道156号</u> → <u>美濃市</u>																	
大垣市	略 ⇒ <u>美濃加茂IC</u> → <u>国道41号</u> → <u>国道418号</u> → <u>八百津町</u>																	
	略																	
	略																	
揖斐川町	国道303号→ <u>県道266号</u> → <u>県道265号</u> → <u>県道78号</u> → <u>県道167号</u> → <u>県道79号</u> → <u>国道256号</u> → <u>東海環状自動車道山県IC</u> → <u>東海北陸自動車道美濃IC</u> → <u>県道94号</u> → <u>国道156号</u> → <u>美濃市</u> 【 <u>本巣市・山縣市経由</u> 】																	
大垣市	略 ⇒ <u>美濃加茂IC</u> → <u>国道41号</u> → <u>県道418号</u> → <u>八百津町</u>																	
	略																	
	略																	